

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札及び契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和8年3月12日

分任支出負担行為担当官
津軽森林管理署金木支署長 高橋 毅

1 競争に付する事項

入札物件名

入札番号第1号 カラーデジタル複写機保守点検業務

- (1) 業務内容 別紙「仕様書」による。
- (2) 契約日時 令和8年度予算成立後遅滞なく締結する。
- (3) 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 設置及び業務場所
津軽森林管理署金木支署
(五所川原市金木町芦野 200-498 (4月))
(五所川原市金木町川倉七夕野 84-66 旧川倉小学校 (5月～3月))

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、種類:「役務の提供等」、地域:「東北地域」、営業品目:「309建物管理等各種保守管理」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) その他予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (6) 入札説明資料の交付を受けていること。

3 入札の方法

- (1) 本件の入札は、電子調達システムにより行う。
なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式により入札に参加することができる。
- (2) 紙入札により入札する場合は、入札書に物件番号及び物件名を明瞭に記載すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数

金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約は落札価格に基づく単価契約とするので、入札書と同様に入札内訳書に単価及び金額を記載し、金額の計は入札書の金額と一致させること。

4 契約条項を示す場所、入札説明資料の交付及び期間

(1) 契約条項を示す場所、入札説明資料を交付する場所並びに問合せ先

〒037-0202 青森県五所川原市金木町芦野 200-498

津軽森林管理署金木支署 総務グループ 電話 050-3160-5875

(2) 入札説明資料の交付等

上記4の(1)の場所にて公告の日より令和8年3月25日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)

交付時間は9時00分から17時00分までの時間帯とし、正午から13時00分を除く。

(3) 交付資料

交付資料は、入札説明書、入札心得、契約書(案)、仕様書、入札書等(委任状を含む。)とし、電子調達システムからダウンロードすること。

紙入札方式により入札に参加する場合は、上記4(1)の場所にて入札説明資料の交付を受けなければならない。

なお、紙入札希望者で郵送による交付を希望する場合は希望者の負担により交付するので上記4(1)に申し出ること。

5 提出書類の提出方法及び期間等

(1) 提出書類

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記2(3)の競争参加資格を有することを証明できる書類(「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」)の写し及び別添の仕様書に記載された内容、規模の業務と同等以上の実績を有すると認められる実績証明書類等(履行証明書)を下記により提出しなければならない。

(2) 提出期限

令和8年3月25日17時まで(提出期限までの休日を除く毎日)。

なお、当該証明書類に関し、分任支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、令和8年3月26日17時までの間においてそれに応じなければならない。

(3) 提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上でPDFファイル形式により送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

上記4(1)の場所に、持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

なお、持参する場合は、上記期限までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分(ただし、12時00分から13時00分を除く。)

6 入札書の提出、開札の場所及び日時

(1) 入札書の提出日時

ア 電子調達システムにより参加する場合

令和8年3月27日(金)9時00分から

令和8年3月30日(月)11時00分まで

イ 紙入札方式により参加する場合

令和8年3月30日（月）10時45分～11時00分

郵送による入札を認めることとする。ただし、郵送（書留郵便に限る）による入札書の提出期限については、令和8年3月27日17時00分までとし、再入札には参加できない。郵送先は、上記4（1）とし、入札書の日付は「令和8年3月30日」とする。

(2) 開札日時及び場所

令和8年3月30日（月）11時00分
津軽森林管理署金木支署 2階会議室

7 その他

(1) 使用言語及び通貨

入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(3) 入札の無効

入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要。

(6) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(7) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(8) その他

詳細は、入札説明書等による。

本公告に係る役務契約約款についてはこちらからダウンロードください。

東北森林管理局ホームページ掲載場所

東北森林管理局ホーム>公売・入札情報>各種要領及びマニュアル

URL :

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manual/index.html>

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代えることとし、契約約款の公布日は本公告の公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html> をご覧ください。

別紙

仕 様 書

入札番号 第1号

物件名 カラーデジタル複写機保守点検業務

1、契約の目的

受注者は、発注者の使用する複写機の機能保全のために、定期及び臨時に受注者の担当社員及び技術員を派遣し、常に正常な状態で機能が作動するよう保守及び調整、消耗品の交換を行うものとする。

2、対象となる機器及び設置場所

本契約の対象機器及び設置場所は次のとおりとする。

機 器	機 種	設 置 場 所
SHARP BP-50C65	カラー	津軽森林管理署金木支署 五所川原市金木町芦野 200-498 (4月) 五所川原市金木町川倉七夕野 84-66 旧川倉小学校 (5月～3月)

3、保守の実施

- (1) 受注者は、複写機の点検及び調整等を、毎月1回以上実施しなければならない。
また、併せてカウンターの数値確認作業を実施しなければならない。なお、3月におけるカウンターの数値確認作業は3月31日に実施することとする。
- (2) 受注者は、複写機が故障した場合は、発注者の請求によりただちに技術員を派遣して修理に着手し、発注者の業務に支障のないよう速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- (3) 複写機の保守調整等に必要とされる部品（用紙及びステープラー針は除く。）の費用は、すべて保守料金に含むものとする。
- (4) 複写機の保守、調整等に要する経費は、次の場合を除き、受注者の負担とする。
 - 1) 発注者の故意又は取扱上の重大な過失による場合。
 - 2) 受注者又は受注者の指定した者以外による改造修理及び分解を行った場合。
 - 3) 天災・地変その他これに類する災害による場合。

4、請求代金の計算方法

受注者は、当該月の総複写枚数に単価を乗じた金額から、不良コピー及びテストコピー分として、モノクロ1パーセント、カラー1パーセントを控除した金額に、消費税額を上乗せし、発注者の定めた手続きにより請求するものとする。なお、3月期についてはカウンター数値確認作業実施後速やかに請求するものとし、遅くとも令和9年4月5日に津軽森林管理署金木支署に必着とする。

5、設置場所の変更

発注者は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ受注者に通知するものとする。